

## 議案第13号

### 鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成25年11月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

第6条 略

2 埋立事業を行う区域の名称及び埋立造成面積は、次のとおりとする。

区域の名称	埋立造成面積
略	
境港外港竹内地区	113ヘクタール

第6条 略

2 埋立事業を行う区域の名称及び埋立造成面積は、次のとおりとする。

区域の名称	埋立造成面積
略	
境港外港竹内地区	113ヘクタール
米子崎津地区	25ヘクタール

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。